

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）に関する市民アンケート

■アンケートの趣旨

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーが利用されるようになり、平成29年11月13日からはマイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されました。マイナンバーを用いる事務手続の一部において、これまで提出する必要があった書類の一部が省略できるようになりました。

このアンケートは、国や名古屋市の取り組みについて、市民の皆さまがどのように感じているのか調査し、今後の取り組みを検討する上での参考とさせていただくものです。

■説明・前提条件

問1：必須 ・選択数1つ	問2：問1の選択による ・選択数制限なし	問3：必須 ・選択数制限なし	問4：必須 ・選択数1つ
問5：問4の選択による ・選択数制限なし	問6：必須 ・選択数制限なし	問7：必須 ・選択数1つ	問8：必須 ・選択数1つ
問9：必須 ・選択数1つ	問10：問9の選択による ・選択数制限なし	問11：問10の選択による ・選択数1つ	問12：必須 ・選択数1つ

- ▶ 年代・居住地の属性はアンケートの回答から取得
- ▶ 比率はすべて、各質問の回答者数に対するパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出（このため、合計が100%にならないことがある）
- ▶ 複数回答が可能な質問については、各項目の比率の合計は通常100%を超える
- ▶ 選択数1つの設問において、複数選択された方は集計対象外

■アンケート実施期間

平成29年11月30日（木） から 平成29年12月10日（日） まで

■アンケート回答数・回収率

調査対象：288人 回答数：68人 有効回収率：23.6%

■問い合わせ先

総務局 情報化推進課

電話：052-972-2266 F A X：052-972-4113

E-Mail：a2258-08@somu.city.nagoya.lg.jp

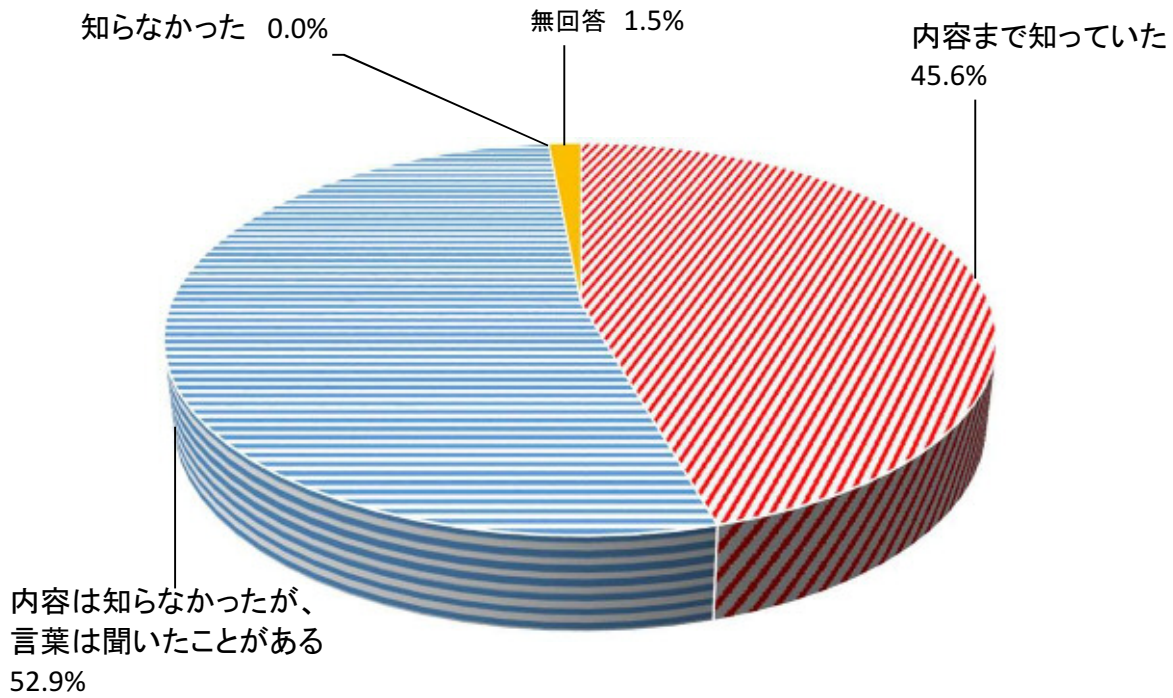
回答集計

※各図表の「N」は回答者数を表しています。

【マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について】

問1 【※必須】あなたはマイナンバー制度について知っていましたか(選択は1つ)

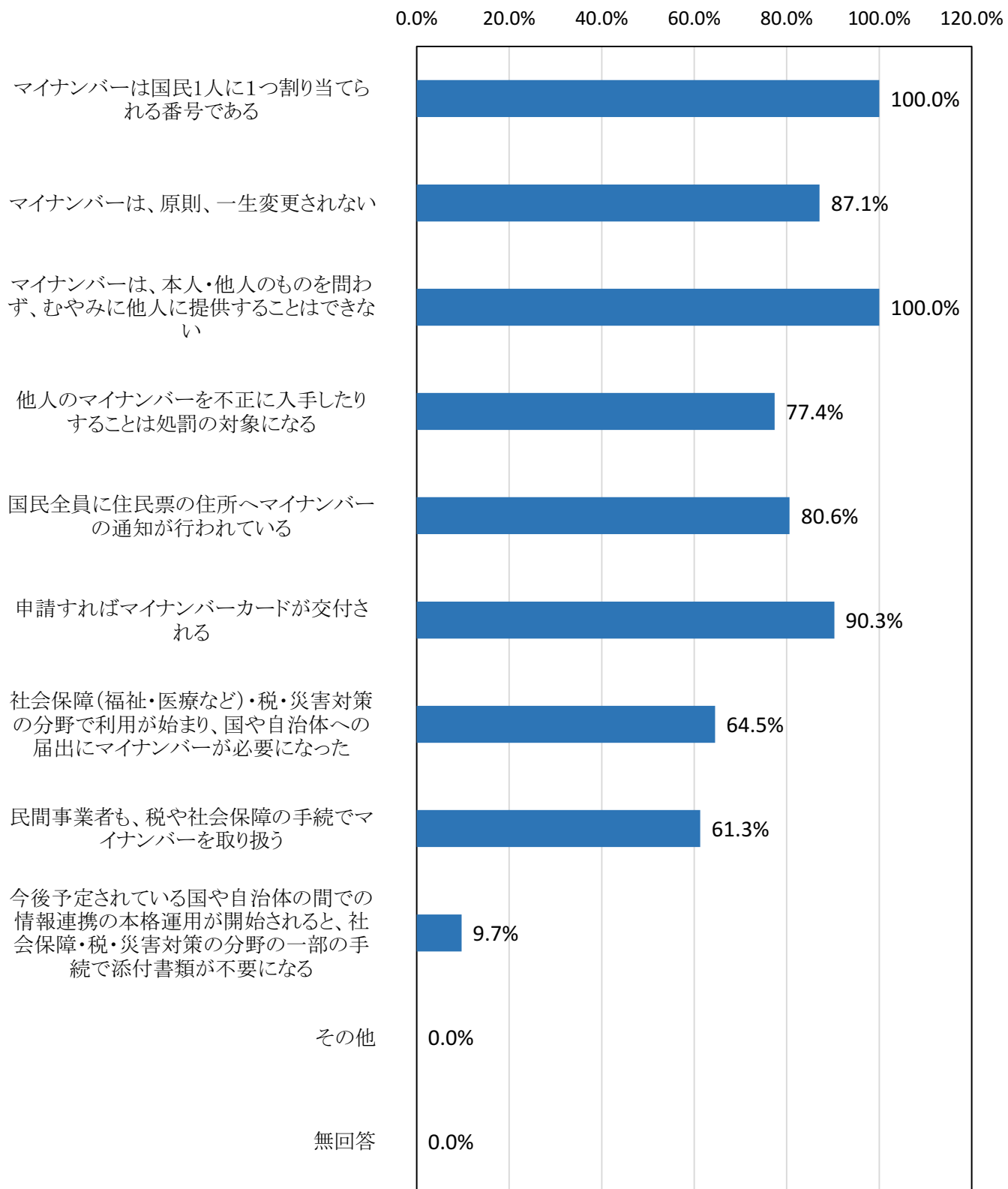
N = 68



《問1で「内容まで知っていた」と答えた方におたずねします。》

問2 マイナンバー制度について、あなたが知っている内容はどれですか
(選択はいくつでも)

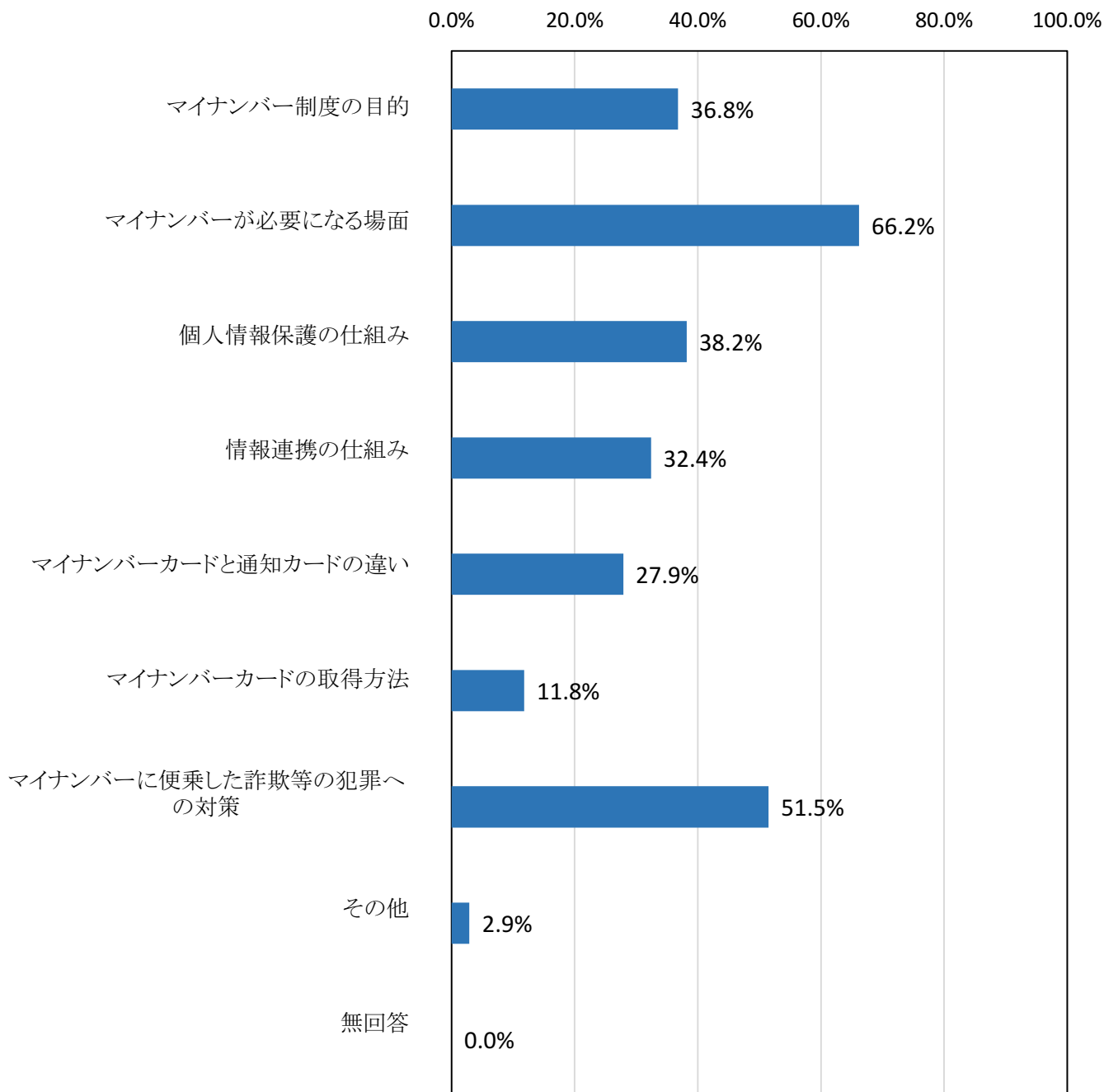
N = 31



《全ての方におたずねします。》

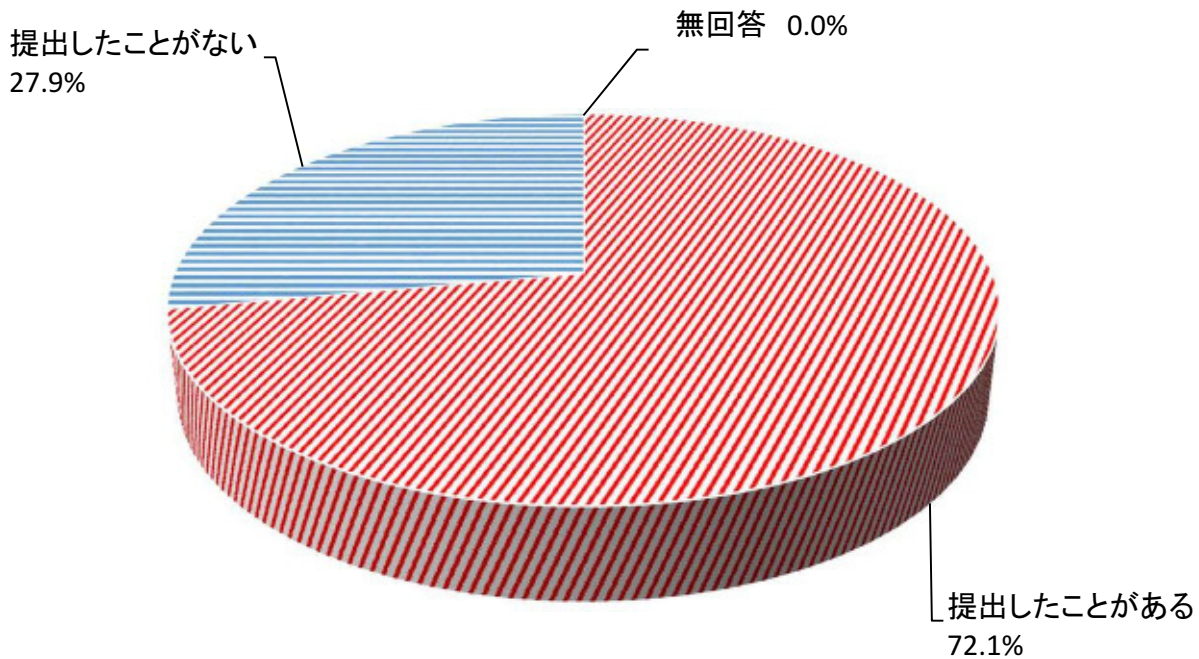
問3 【※必須】あなたはマイナンバー制度についてどのようなことを知りたいですか
(選択はいくつでも)

N = 68



問4 【※必須】あなたはマイナンバーを記入した書類を提出したことはありますか(選択は1つ)

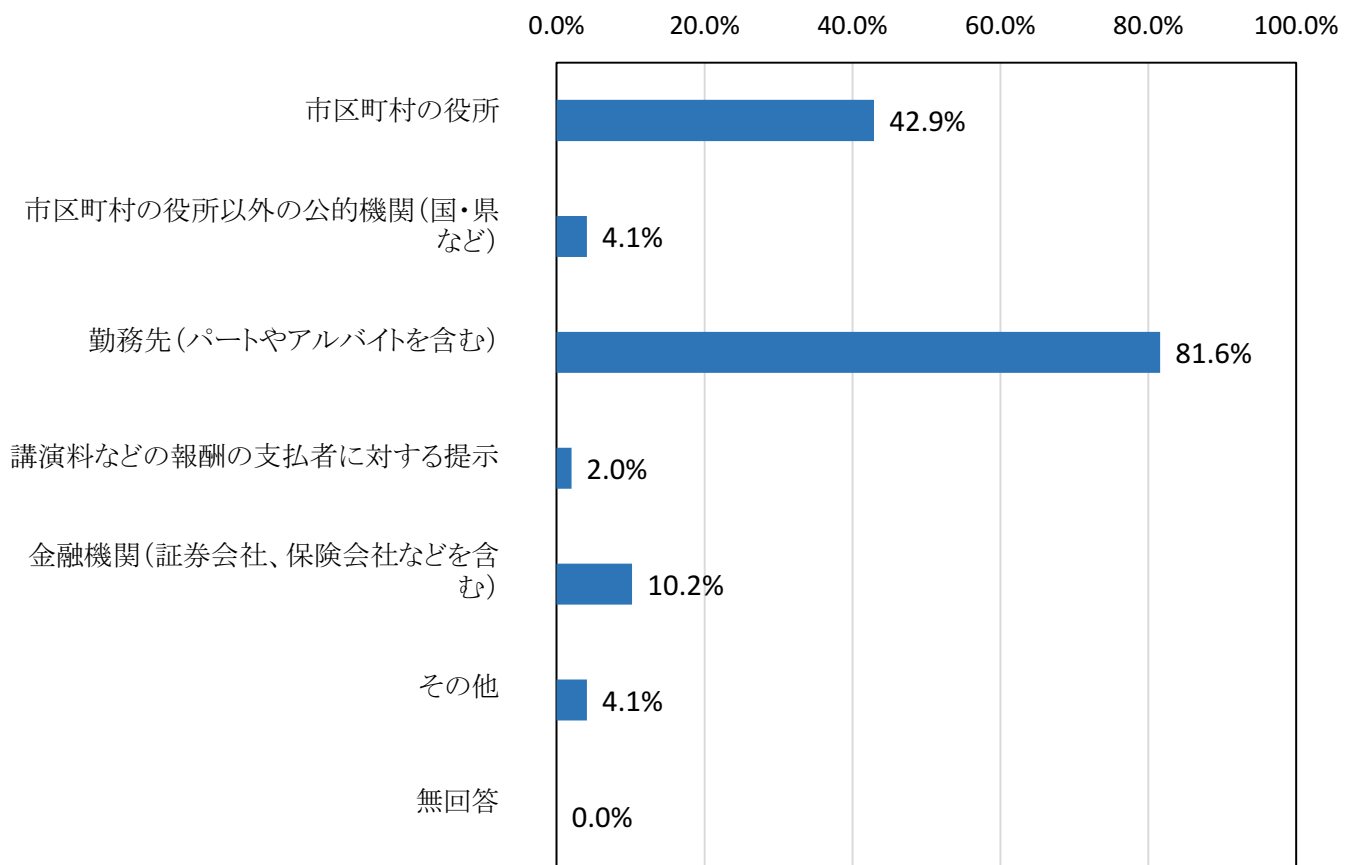
N= 68



《問4で「提出したことがある」と答えた方におたずねします。》

問5 あなたはその書類をどこへ提出(郵送による提出を含む)しましたか(選択はいくつでも)

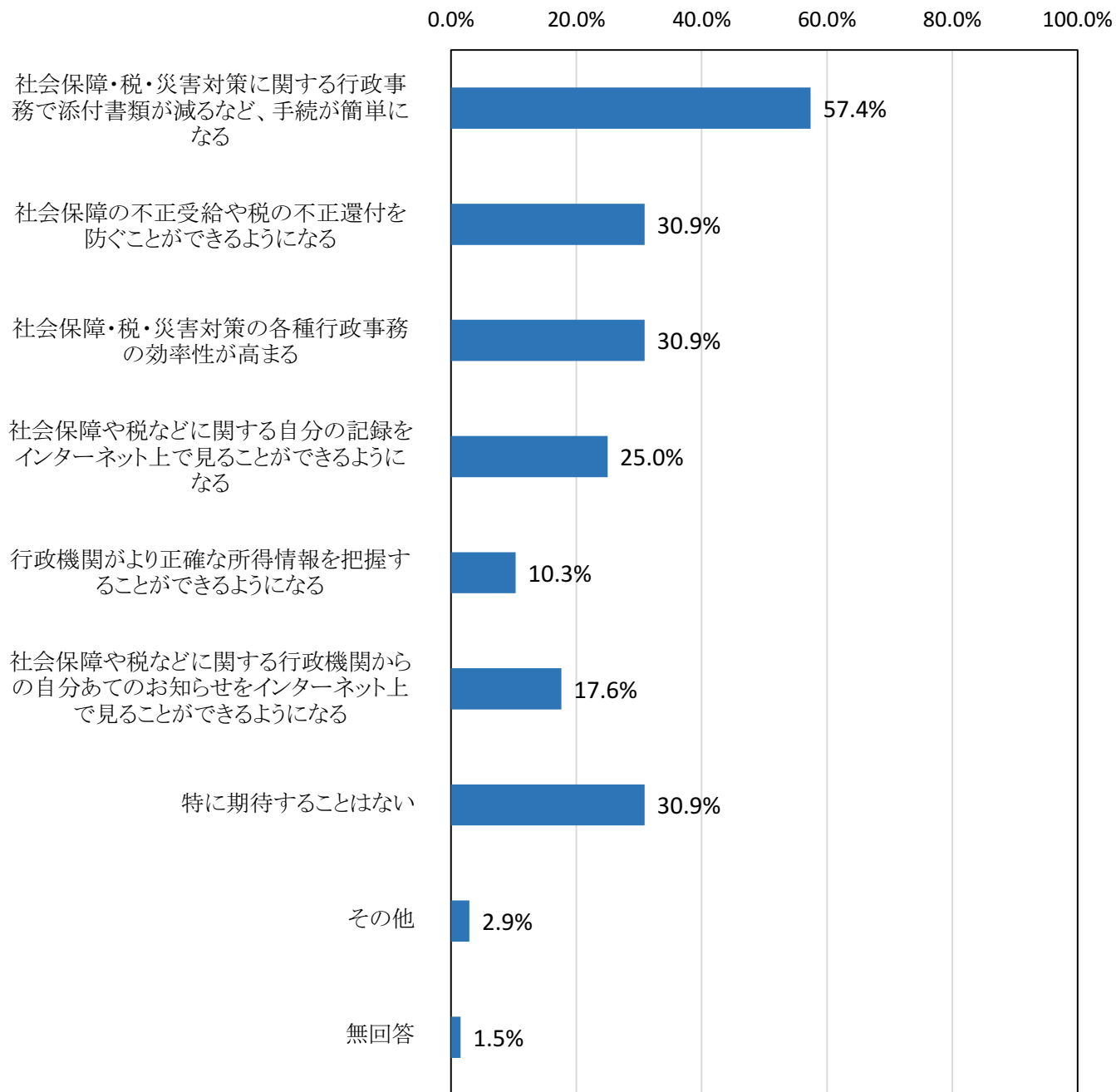
N= 49



《全ての方におたずねします。》

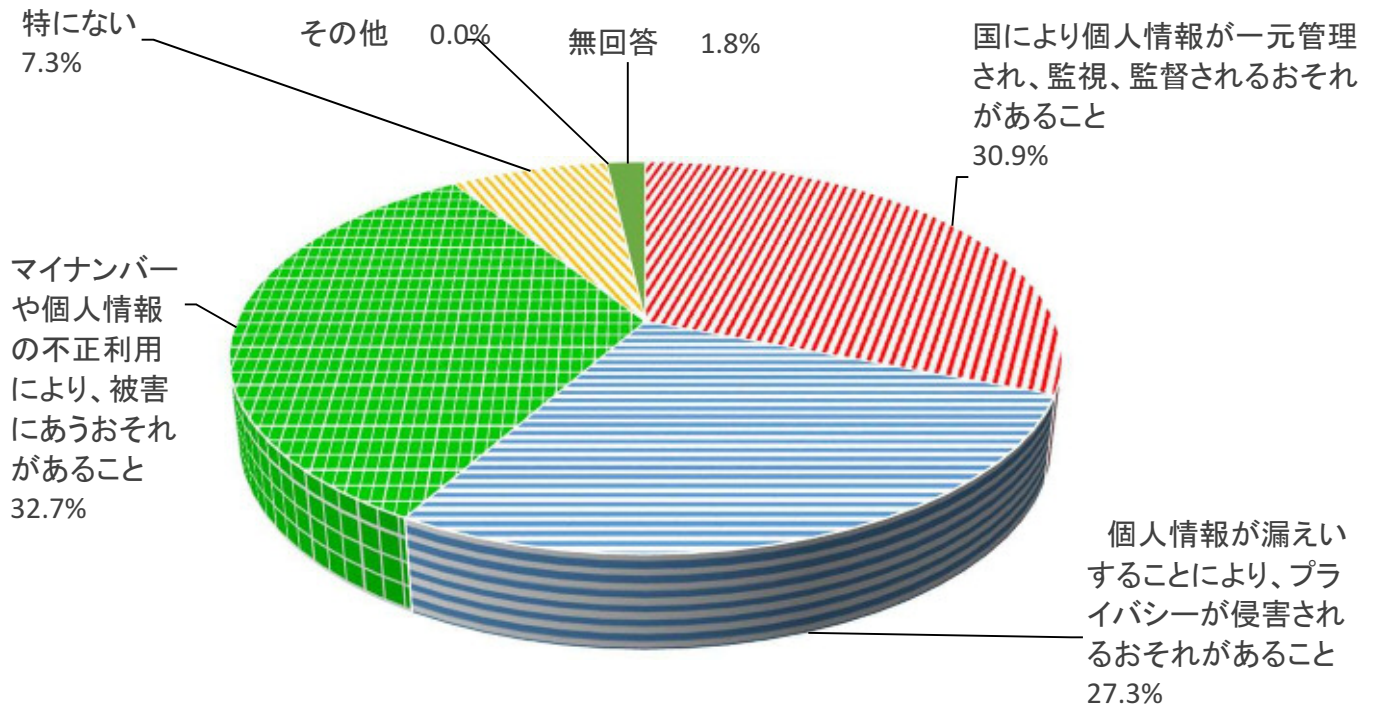
問6 【※必須】マイナンバー制度について、あなたが期待することは何ですか
(選択はいくつでも)

N= 68



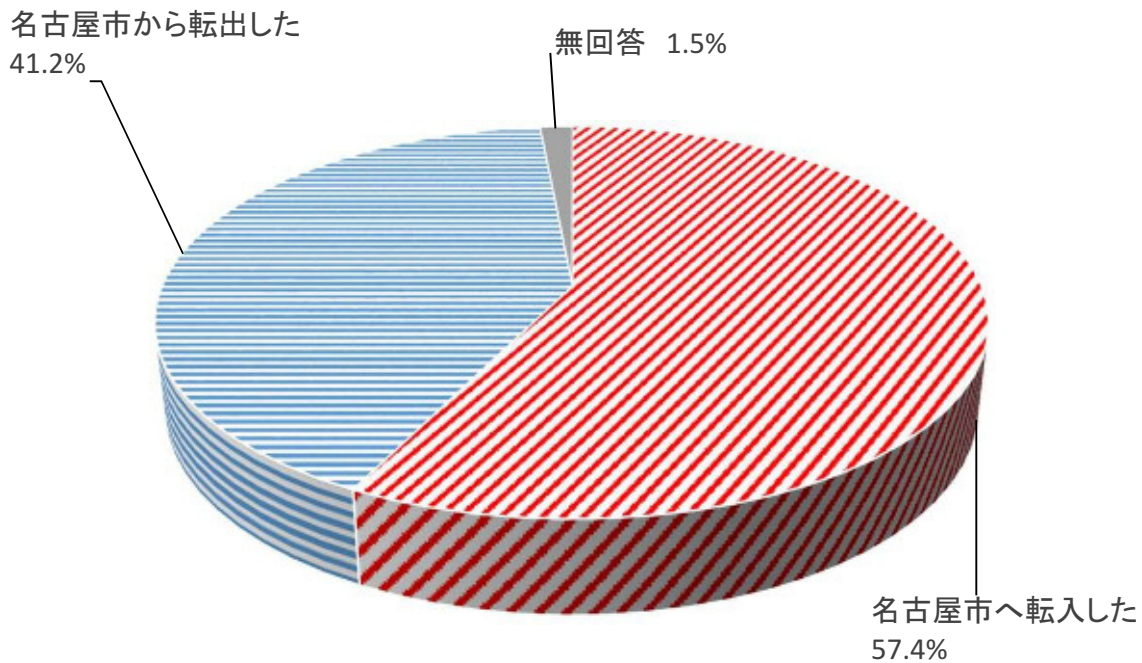
問7 【※必須】マイナンバー制度における個人情報の取り扱いに関することで、あなたが最も不安に思うことは何ですか(選択は1つ)

N= 55



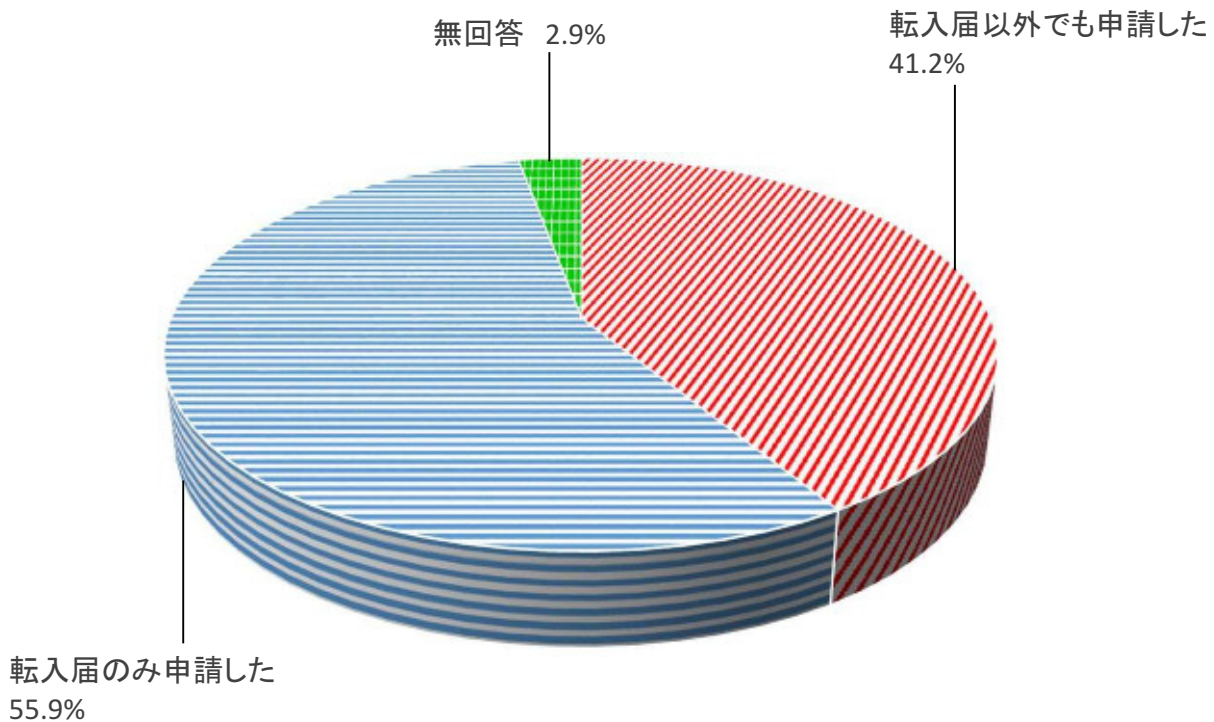
問8 【※必須】このアンケートは平成29年11月以降に「市外から名古屋市へ転入された方」又は「名古屋市から市外へ転出された方」を対象に送付しています。あなたは次のどちらに当てはまりますか(選択は1つ)

N= 68



問9 【※必須】あなたは転入先の自治体の窓口で、転入届以外に申請(国民健康保険、児童手当の手続等)を行いましたか(選択は1つ)

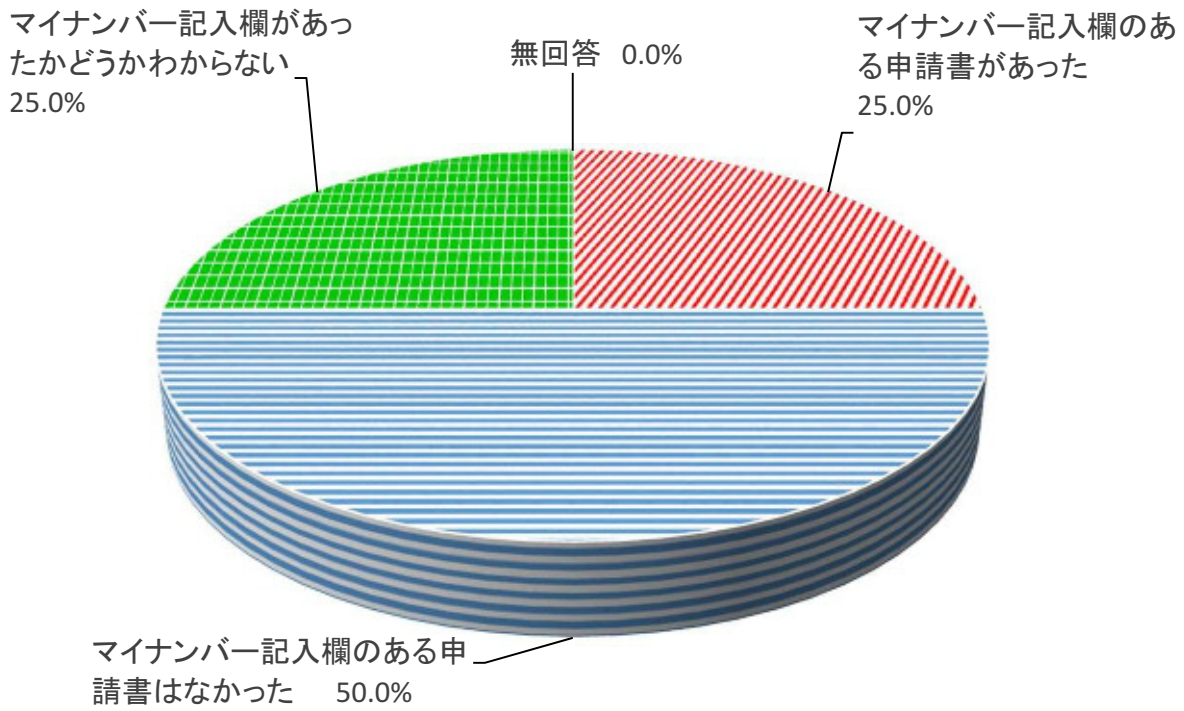
N= 68



《問9で「転入届以外でも申請した」と答えた方におたずねします。》

問10 転入届以外に、1件でもマイナンバーの記入欄がある申請書はありましたか
(選択は1つ)

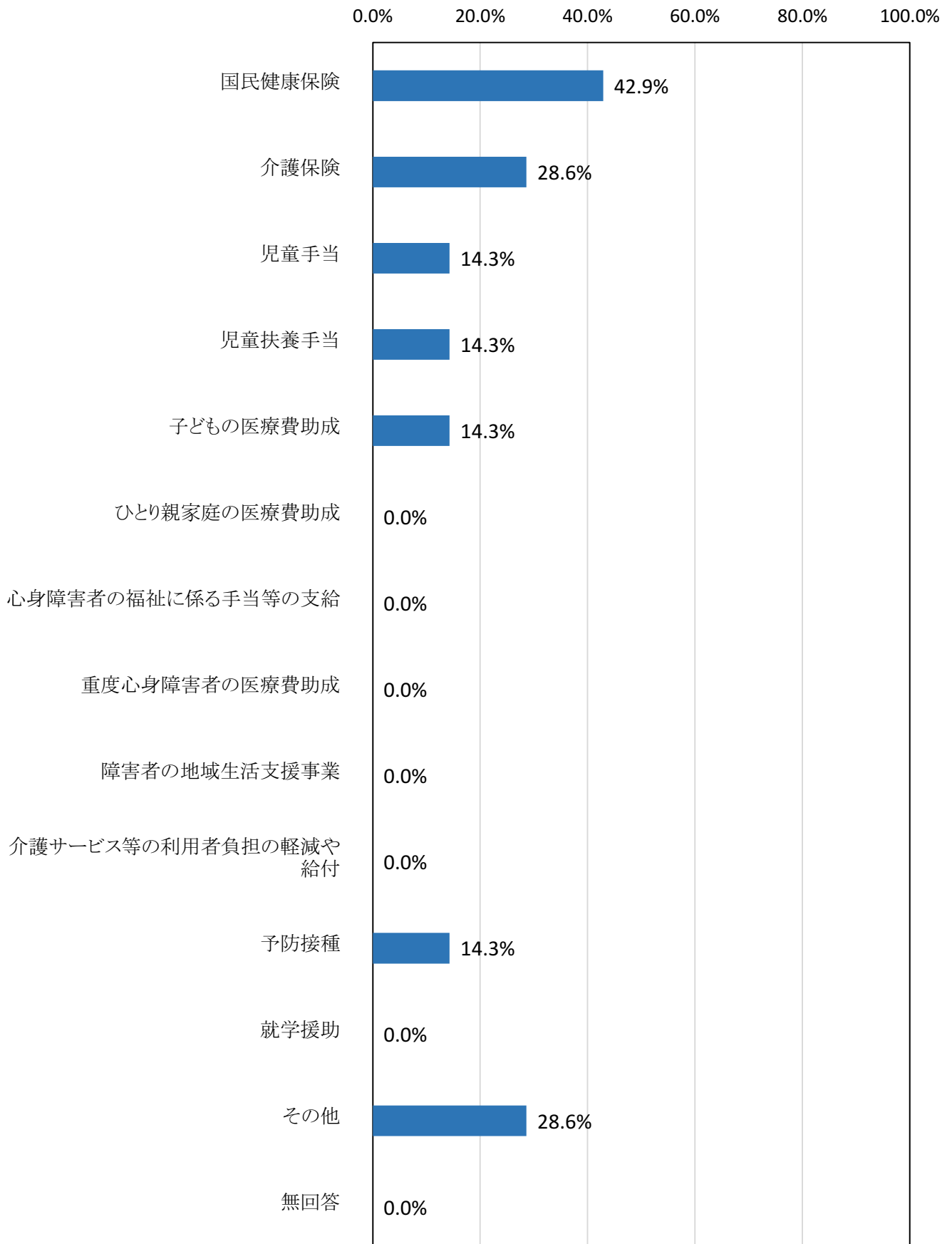
N = 28



《問10で「マイナンバー記入欄のある申請書があった」と答えた方におたずねします。》

問11 申請された手続は何ですか？該当するもの全てについて、○を付けるか、「その他」に名称を記載してください(選択はいくつでも)

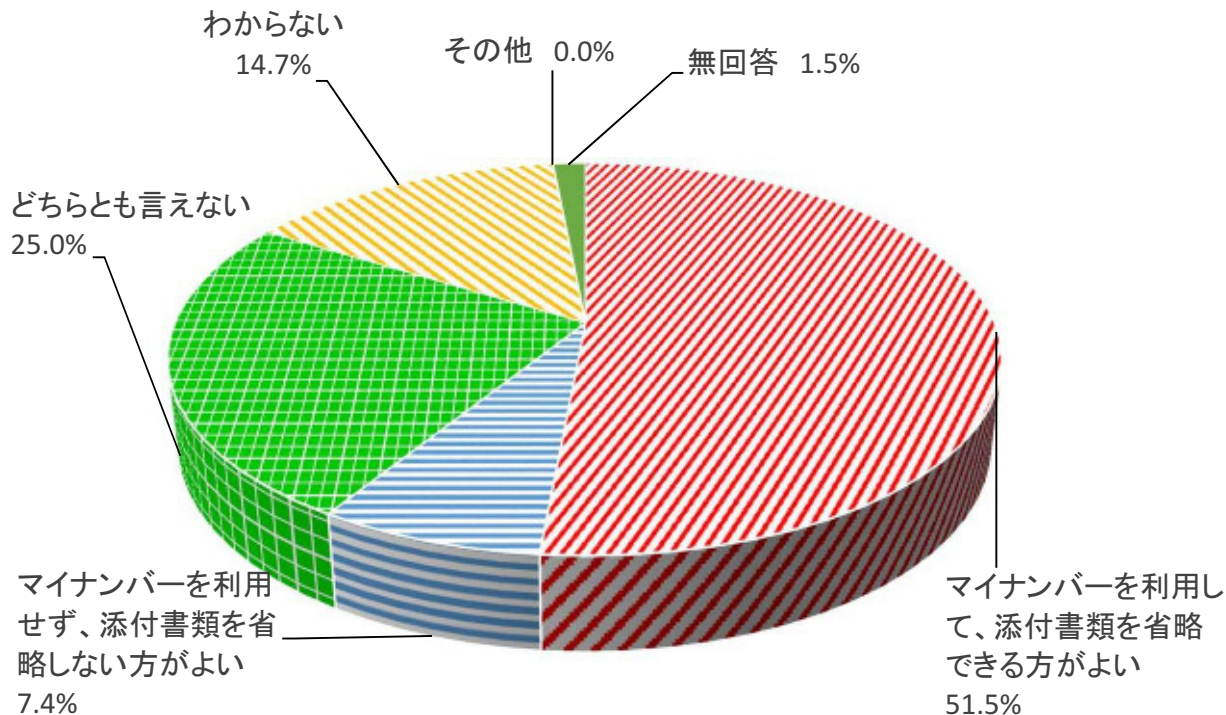
N = 7



《全ての方におたずねします。》

問12 【※必須】平成29年11月13日から、マイナンバー制度における情報連携が行われることによって、転出元の自治体等から転出先の自治体等に個人情報提供され、申請に必要な添付書類の一部が省略されるようになります。あなたはこのような情報連携について、どのように感じますか(選択は1つ)

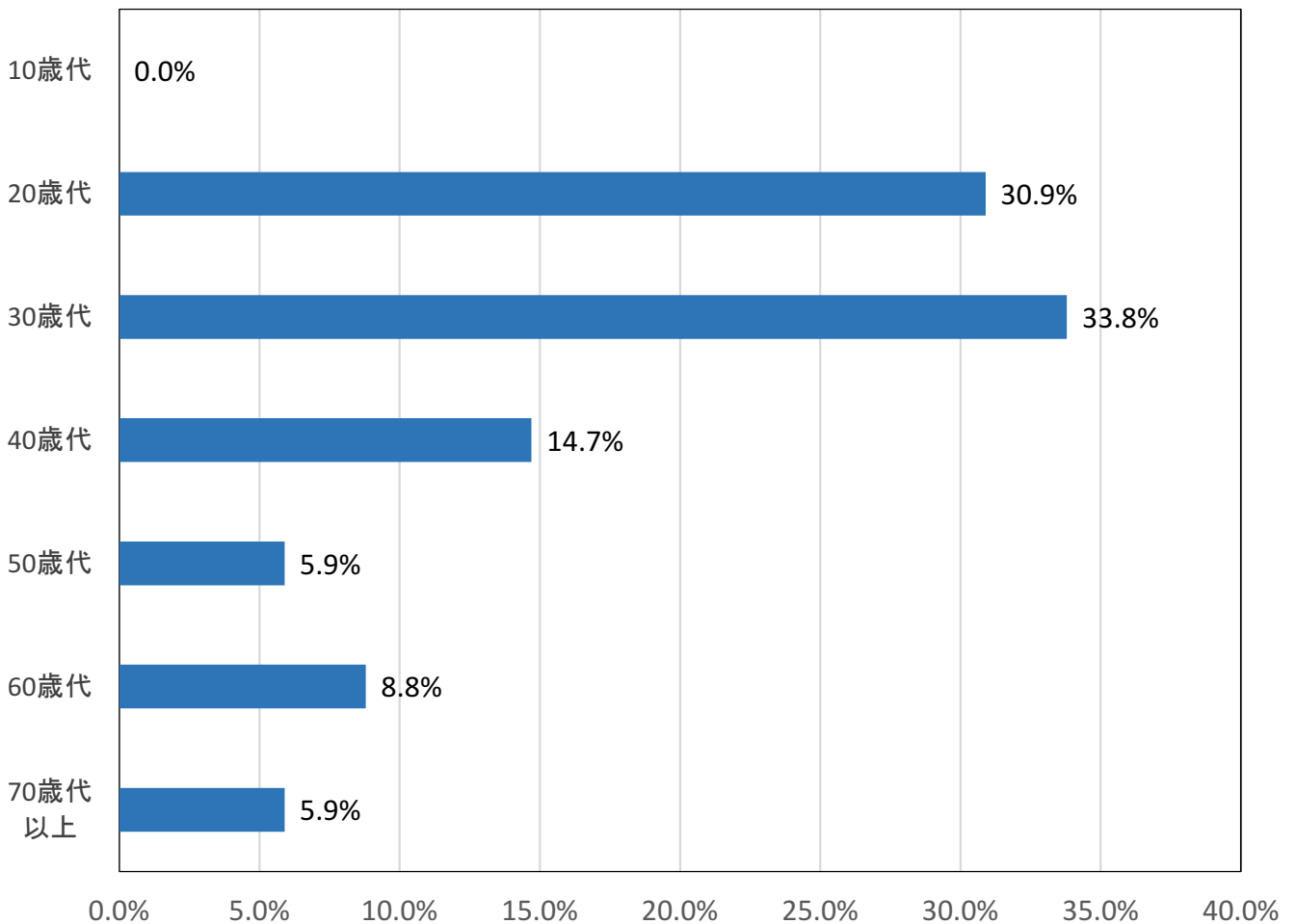
N = 68



■属性集計

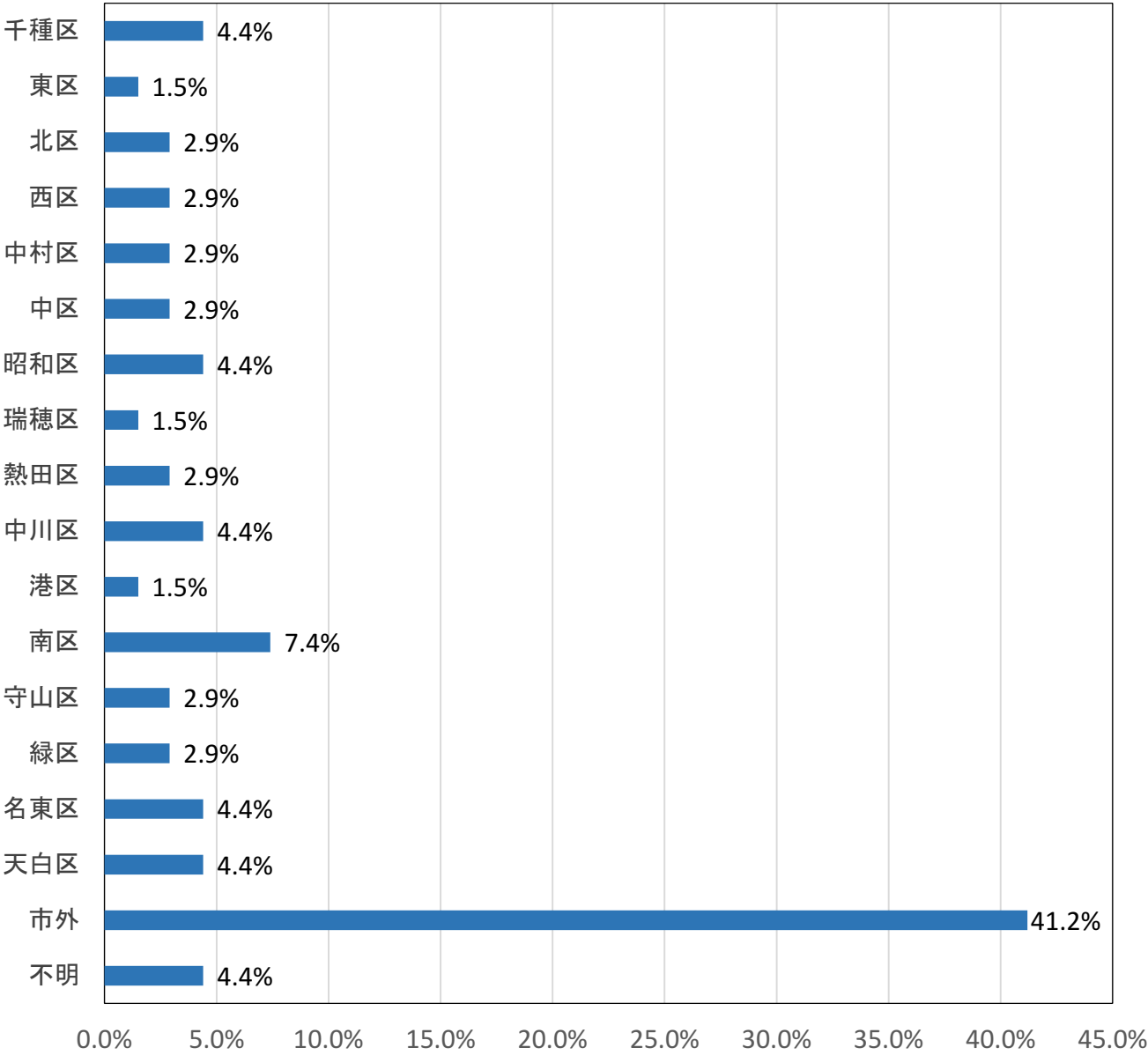
年代

	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上
%	100.0%	0.0%	30.9%	33.8%	14.7%	5.9%	8.8%	5.9%
回答者数	68	0	21	23	10	4	6	4



居住区

	全体	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区
%	100.0%	4.4%	1.5%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%
回答者数	68	3	1	2	2	2	2
		昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区
		4.4%	1.5%	2.9%	4.4%	1.5%	7.4%
		3	1	2	3	1	5
		守山区	緑区	名東区	天白区	市外	不明
		2.9%	2.9%	4.4%	4.4%	41.2%	4.4%
		2	2	3	3	28	3



【マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について】

■アンケートの趣旨

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーが利用されるようになり、平成29年11月13日からはマイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されました。マイナンバーを用いる事務手続の一部において、これまで提出する必要があった書類の一部が省略できるようになりました。

このアンケートは、国や名古屋市の取り組みについて、市民の皆さまがどのように感じているのか調査し、今後の取り組みを検討する上での参考とさせていただきます。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）とは

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

マイナンバー制度3つの目的

1. 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止

2. 国民の利便性の向上 面倒な行政手続きが簡単に

3. 行政の効率化 手続をムダなく正確に



マイナンバー（個人番号）とは

マイナンバーとは、日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号です。

マイナンバーは次のとおり個人に付番されます。

- ① 悉皆性（住民票を有する全員に付番）
- ② 唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）
- ③ 「民・民・官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）
- ④ 最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている

マイナンバー（個人番号）の利用範囲は

個人情報の種別やその利用事務は、番号法(※)で明確化されています。現在、マイナンバーが使われるのは、法律や条例で定められる社会保障や税、災害対策の分野に限られています。

※番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

マイナンバー（個人番号）の利用シーンは

- ・ 奨学金の申請時に貸与元へ提出。
- ・ 就職、パート、アルバイトを始める時や、源泉徴収票の作成、雇用保険等の手続で勤務先へ提出。
- ・ 税の確定申告時に税務署へ提出。
- ・ 児童手当や出産育児一時金等の申請時に市区町村や健康保険組合へ提出。
- ・ 福祉や介護の手続で市区町村へ提出。
- ・ 資産運用の手続で銀行や証券会社へ提出。 等

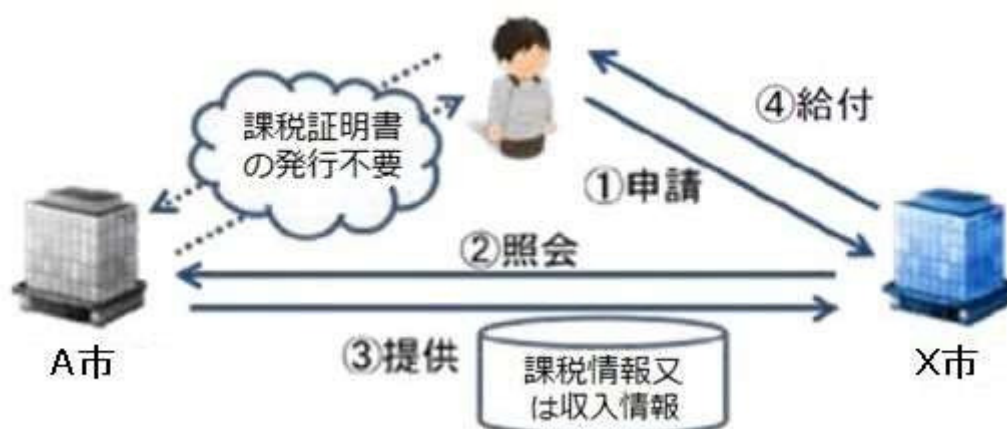
マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）における情報連携とは

自治体や国の行政機関などの間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みです。

情報連携に当たっては、番号法により国の情報提供ネットワークシステムを利用すること及び情報提供の求めに対して特定個人情報(※)を提供することが義務付けられています。（原則、自動で提供されます。）

※特定個人情報：マイナンバーやマイナンバーに代わって用いられる符号等をその内容に含む個人情報

【事例】児童手当の申請



※申請者がA市からX市へ転入し、収入情報をA市が持っている場合、従来は申請者がA市で課税証明書を取得し、申請の際にX市へ提出する必要がありましたが、情報連携によりA市からX市へ収入情報が提供されることにより、申請者による課税証明書の提出が不要になります。

情報連携が利用できる事務は

社会保障・税・災害対策の3分野において、番号法で定められた「法定事務」と地方公共団体が条例で定めて国の個人情報保護委員会へ届け出た「独自利用事務」を情報連携することができます。

※独自利用事務は地方公共団体が任意に定めることができますが、本市では、個人情報保護の観点から、法定事務のみ対応し、独自利用事務は定めておりません。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の安全対策は

マイナンバー制度では、利用する人の安心・安全を確保するために、法律の面でもシステム運用の面でも、さまざまな対策を講じています。

《制度面》

- ① 申請時の厳格な本人確認を実施しています。
- ② 法律に定めているものを除き、マイナンバーを含む個人情報の取扱い（収集・保管など）を厳しく制限しています。
- ③ 個人情報（マイナンバーを含む）の正しい取扱いについて、第三者機関である個人情報保護委員会が、監視・監督を行います。
- ④ 「不正」もしくは「不当」に、マイナンバーを取得したり、提供した場合には、厳しい罰則が課せられます。
- ⑤ 自分の個人情報について、行政機関でやりとりした履歴を確認することができます。

《システム面》

- ① 個人情報を一元管理するのではなく、各行政機関がそれぞれ分散管理します。
- ② 行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、専用の符号を用いるようにしています。
- ③ システムにアクセスできる人を制限するとともに、通信の際には暗号化を行っています。

参考

※本人確認の措置（PDF ファイル）（内閣府 マイナンバー制度）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/lawkakunin.pdf>

※個人情報の管理は安全なの？（内閣府 マイナンバー制度）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html#seido4>